



2024年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社リーガルコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 青野 元一
コ ー ド 番 号 7938 東証スタンダード
問 合 せ 先 取締役管理本部長 白崎 裕公
電 話 番 号 047-304-7081

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、当初2006年5月26日開催の当社取締役会および2006年6月29日開催の当社第174回定時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2021年5月14日開催の当社取締役会および2021年6月24日開催の当社第189回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2024年6月開催予定の当社第192回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プランの導入および継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む取締役8名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部修正を行ったプランを、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下継続後の方針を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本プランへの継続にあたり、本プランの対象となる当社株券等の買付けの範囲の見直し、対抗措置の発動に際して株主総会決議を経る場合の見直し（対抗措置の発動に際しては、原則として株主総会決議を経ることとします。）、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。また、本プランへの継続につきましては、社外監査役を含む監査役4名全員はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛

成する旨の意見を述べております。

本プランの概要につきましては、下記<本プランの概要>をご参照ください。

<本プランの概要>

	本プラン
本プランの目的	当社株式に対する大量買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等を一定の合理的なルールに従って行うこと
本プランの対象となる 当社株式の買付行為	当社株券等の 20%以上の買付行為等
特別委員会の構成	独立社外取締役 2 名、独立社外監査役 2 名を予定 候補者は、いずれも 2024 年 3 月期における取締役会（監査役は就任後開催した取締役会および監査役会）の出席率が 100%
対抗措置の発動要件 (大量買付者が大量買付 ルールを遵守する場合)	① 東京高裁四類型 ② 強圧的二段階買収 ③ 買付条件が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合 ④ 買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合 ⑤ 支配権獲得により利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
対抗措置の発動に際して 株主総会決議を経る場合	対抗措置の発動に際しては、原則として株主総会決議を経る。 但し、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であって、株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であると判断されるときは除く
金銭交付条項の有無	本プランに基づき割当を受けた新株予約権につき、行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない
本プランの有効期間	3 年（本定時総会終結の時から 2027 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時まで）
本プランの廃止	本株主総会において本プランの継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止

なお、2024年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大量買付に関する具体的提案等を受けている事実は一切ございません。

<現プランを継続する理由>

当社が所属する靴業界におきましては、2020年初頭からのコロナ禍によりお客さまの価値観やワークスタイルが大幅に変化し、更に地政学リスク等に起因するエネルギー価格や原材料価格の高騰、急激な為替の変動等により事業環境は大きく変わり、厳しい環境が続いております。

当社は、このような環境のなか、3ヵ年の中期経営計画（2023年度から2025年度）を策定し、抜本的な構造改革による収益性の改善とデジタルデータの利活用による顧客経験価値の高いビジネスモデルの構築を重点課題に掲げ、ブランドごとのコンセプトやペルソナを明確にし、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品・サービス等を提供することで、実店舗とEコマースのどちらでも、お客さまとの価値共創やお買い物ができる環境整備に取り組んでいる最中であります。

業績の推移は、コロナ禍直前の2018年度では売上高32,934百万円、営業利益878百万円でありましたが、2020年度には売上高19,200百万円（2018年度比41.7%減）、営業損失2,181百万円まで大幅に業績は低迷いたしました。

コロナ禍で毀損した業績の早期回復を目指して、これまでの3年間は、苦渋の選択ではありましたが生産子会社の解散、人員の削減等緊急的な構造改革を推し進めてまいりました。2023年度からの3年間で投資・成長のフェーズと位置づけ、新たな試みを進め、中期経営計画の最終年度である2025年度には、売上高26,000百万円（2020年度比35.4%増）、営業利益1,300百万円（営業利益率5.0%）、ROIC5.0%を目指しております。

当社業績の早期回復には、120年を超える長い歴史の中で、品質にこだわった製靴業のみならず、卸売事業や50年以上に亘って構築した全国展開のフランチャイズシステムを含めた小売事業のノウハウや経営方針・戦略が不可欠であると確信しております。

また、当社グループの利益の源泉は、主軸である「リーガル」ブランドの価値向上にあると考えております。「リーガル」のビジネスシューズの約90%は、国内の自社工場で生産しており、その生産量は、コロナ禍直前の2018年度では年間約64万足でしたが、2020年度では約30万足まで減少（2022年度で約41万足）したものの、国内の紳士革靴では業界最大級の生産数を維持しており、中期経営計画の着実な実行により2025年度では45万足まで回復することを目標としております。

このように当社が持続的に成長し企業価値を向上するためには、当社のモノづくりを支えていただいている国内タンナーや資材メーカー等のサプライチェーンの維持と基盤強化なくしては成り立ちえません。

そのため、これらのステークホルダーとの関係性を無視した当社グループの「ブランド」や「生産設備・工場」のみに着目した同意なき買収は、中長期的な企業価値（当社グループが将来にわたって生み出すキャッシュ・フロー）の低下を招くおそれがあります。

したがって、当社グループの企業ミッション（下記2.（1）記載の当社グループの「ミッシ

ョン・ビジョン・バリュー」を指します。)に賛同せず、短期的な利益を追求して中長期の企業価値向上を顧みない企業等による当社グループに対する同意なき買収への備えは、必要と考えておりません。

当社グループは今後も、当社を支えていただいている全てのステークホルダーの皆さまとの共創を通じて、日本の靴業界の成長・発展に努めてまいります。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為がなされる可能性は、否定できない状況にあります。

金融商品取引法は、一定の大量買付行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の同意なき大量買付行為がなされた際に、株主の皆さまに対して必要な情報が提供されたうえで十分な検討期間を確保されることが必要であるにもかかわらず、対象企業からの質問に対し買付者は回答する必要がないと認める理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付け期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が十分に確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現プランの目的は、大量買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と時間を十分に確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあります。

以上のことから、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に3年間を有効期間として、現プランの継続をご提案させていただくものであります。

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為(3.(2)「本プランの対象となる当社株式の買付」で定義されます。以下、同じとします。)や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないも

のも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1902（明治 35）年の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

（1）当社グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」

将来にわたって変化に対応し、業績を向上させ、従業員が活力を持って働いていくためには、企業構造の変革と従業員一人ひとりの自己変革が必要であり、その確固とした軸となる「ミッション・ビジョン・バリュー」を 2024 年 4 月新たに策定いたしました。

〈ミッション〉 “「ずっといい」を創造する”

時間が経つほど大事にされ、価値が生まれるような「ずっといい」暮らしや生き方を皆さまとともに創造していくことを目指します。

〈ビジョン〉 “人生に物語を、社会に豊かさを。”

一人ひとりの良質な毎日が積み重なり、未来には新しい文化が生まれ、社会は豊かになっていきます。私たちは人生に物語を、社会に豊かさをつくっていく会社を目指します。

〈バリュー〉 ・一人ひとりを想像する ・共に歩み、共に創る ・長く愛される品質を
・枠を超え、創造的に ・挑戦をやり遂げる

（2）企業価値向上のための取組み

①サステナビリティ経営

当社は、当社グループが様々な事業活動を推進していくうえで、持続可能な社会実現への貢献と中長期的な企業価値の向上が重要な経営課題であるとの認識に立ち、「サステナビリティ方針」を制定し、サステナビリティにおける取組みを推進するために代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置しております。

〈サステナビリティ方針〉

「当社およびグループ各社は、全ての企業活動が、豊かな自然環境と人々の生活の上に成り立っていることを認識し、ステークホルダーと共に成長・共創することにより、豊かで持続可能な社会の実現を目指します」

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、機会とリスクの両面から抽出した当社グループの重要課題（マテリアリティ）として以下の 5 つを特定し、2024 年度の重点取り組み事項といたしました。

- （i）気候変動への対応
- （ii）循環型社会の実現
- （iii）持続可能なサプライチェーンの構築
- （iv）地域社会への貢献
- （v）一人ひとりが活躍できる環境整備と人材育成

当社グループは事業活動を通じて、ステークホルダーと共に、よりよい未来の社会づくりに貢献してまいります。

② 人的資本経営

当社グループは「ステークホルダーと共に成長・共創することにより、豊かで持続可能な社会の実現を目指す」ために、様々な人事戦略に取り組んでおります。

人材育成に関する方針は、「従業員一人ひとりが役割を理解し、行動する自律的組織」を目指し、「多様性を活かす」「挑戦を促す」「成長を支援する」を柱に制度・風土・マインドの観点から人材育成を行っています。

社内環境整備に関する基本方針は、働く場所の柔軟化としてテレワーク制度を導入し、在宅勤務やサテライトオフィスの利用、WEB会議システムの活用等を推進しています。

育児・介護の両立支援については、短時間正社員制度、育児休業中の従業員への社内情報の定期配信によるフォロー、短時間勤務制度の拡充、育児・介護、配偶者の転勤等やむを得ない事情で退職された社員の復帰を認めるカムバック制度の導入等、長く働き続けられる社内環境整備に積極的に取り組んでおります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、東京証券取引所の定めに基づく独立社外取締役2名（うち女性1名）、独立社外監査役2名（うち女性1名）を選任しております。

取締役には、取締役会に必要な専門性と経験を一覧にしたスキルマトリクスに基づき、知識・経験のバランスを考慮して配置するよう努めております。

また、事業年度毎に取締役会の実効性の分析・評価を行い、その改善に向けた継続的な施策推進にも取り組んでおります。

なお、当社は、2024年3月4日開催の当社取締役会において、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、執行役員制度の導入により取締役会の構成を見直し、経営の意思決定・監督と業務執行の役割分担を明確にし、常勤取締役を2名減員し取締役会における独立社外取締役の比率を3分の1とする取締役選任議案を、2024年6月開催予定の当社第192回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

④ 株主還元方針

当社は、当業界の収益が市場動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、連結配当性向50%以上を目標としたうえで、今後の事業投資と基盤投資も勘案し、安定的な配当を目指すことを基本方針といたしております。

(3) 中期経営計画達成のための取り組み

① 顧客戦略

DXの取組みの一環として、「データ統合基盤」の整備を進め、これまで個別に管理されていた会員情報を一元化し、より高いレベルでサービスや商品提案することで会員の離反防止、会員数の増加を図り、2年以内に購買履歴のある会員数を72万人（2023年3月末）から80万

人（2026年3月末）以上に拡大することを目標としております。

②ブランド戦略

顧客から見えているブランド価値の変化を的確にとらえ、変化し続ける顧客のインサイトを理解して新たなペルソナを設定し、ブランド・カテゴリ・商品のレベルで戦略を展開いたします。

③リアル・EC 店舗戦略

EC 店舗の意義・役割は、顧客接点の拡大・拡張・多様化などのマーケットを拡げることにあり、リアル店舗との融合が主眼となります。リアル店舗の意義・役割を明確にし、「感動」という顧客経験価値をもたらし、小売事業の売上高を拡大し、セグメント売上高構成比を61.5%（2023年3月期）から65.0%（2026年3月期）へ高めてまいります。

④新規事業戦略

デジタルを軸とした事業再編で最適な事業バランスを実現し、新たな事業創出に挑戦いたします。また、海外子会社を販売拠点として活用し、新たな海外事業の機会を拡大いたします。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（1）本プラン継続の目的

本プランは、上記1.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大量買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大量買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると

考え、以下の内容の大量買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付等がなされた場合の対応方針として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部語句の修正を行い、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要（フロー）につきましては、別紙2をご参照ください。

（2）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大量買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとし

す。) または、

- (ii) 特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注 3: 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等または同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

注 4: 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注 5: 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 特別委員会の設置

大量買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大量買付ルールが遵守された場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程(概要につきましては、別紙 3 をご参照ください。)に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の特別委員会委員には、いずれも 2024 年 3 月期における取締役会の出席率が 100%である社外取締役の山本真氏および上田美帆氏ならびに就任後開催した取締役会および監査役会の出席率が 100%である社外監査役の中川ゆき子氏および西田章氏の 4 名の就任を予定しております(略歴につきましては、別紙 4 をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容について

は、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

（４）大量買付ルールの概要

当社が設定する「大量買付ルール」とは、①大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、②大量買付行為につき当社取締役会等による一定の評価・検討期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

①大量買付者による意向表明書の当社への事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、大量買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した「意向表明書」を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- （a）大量買付者の名称、住所
- （b）設立準拠法
- （c）代表者の氏名
- （d）国内連絡先
- （e）提案する大量買付行為の概要
- （f）本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大量買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

②大量買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記①（a）～（f）の全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大量買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大量買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員構成（候補者の氏名および略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、ならびに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大量買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたいうえで（最初に大量買付情報を受領した日から起算して 60 日を上限とします。）、必要情報がそろえるまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大量買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送し、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全てそろわない場合であっても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長 60 日間、その他の大量買付行為の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

（５）大量買付行為が実施された場合の対応方針

①大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、原則として、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保または向上のために、速やかに株主総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を招集したうえで、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。株主総会の開催と、議案の成否に伴う今後の対応等に関しては、下記③のとおりです。

但し、大量買付者が株主総会を開催するために必要な期間の確保に協力しないことその他の理由により、大量買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることにより大量買付行為に対抗することといたします。

なお、大量買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大量買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大量買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であるか否かの判断、および大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重するものとします。

②大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するにとどめ、原則として当該大量買付行為に対する対抗措

置は講じません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が例えば以下の（a）から（h）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社取締役会は、取締役会評価検討期間内に株主総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を招集したうえで、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。株主総会の開催と、議案の成否に伴う以後の対応等に関しては、下記③のとおりです。

- （a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （b）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- （c）当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- （d）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- （e）大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- （f）大量買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- （g）大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- （h）大量買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社の持続的な

企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置のひとつとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙 5 に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。この場合、大量買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であって、当社取締役会が対抗措置の発動について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を開催することとした場合、または大量買付者が大量買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長 60 日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

④大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（４）①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間を「大量買付行為待機期間」とします。株主検討期間を設ける場合は、上記（４）①「大量買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を「大量買付行為待機期間」とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償割当てを中止することにより、また、新株予約権の無償割当て後、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

（６）本プランが株主の皆さまに与える影響等

①大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記（５）「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なり

ますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。以下、本項において同じとします。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い適時・適切に開示いたします。

対抗措置のひとつとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受の申込を要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込や払込等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（7）本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は2027年6月開催予定の当社第195回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

す。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

（1）買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記3.（1）「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本プランの継続は、株主総会における株主の皆さまのご賛同を得られることを条件としております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会の決議において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとなっております。加えて、当社取締役の任期は1年間であり、毎年取締役選任手続を通じて、本プランの継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆さまの意思を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆さまのご意向が反映されます。

更に、本プランでは、大量買付者が大量買付ルールを遵守する場合、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。また、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、原則として、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることとしております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆さまのご意向が直接的に反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.(5)「大量買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

当社株式の状況 (2024年3月31日現在)

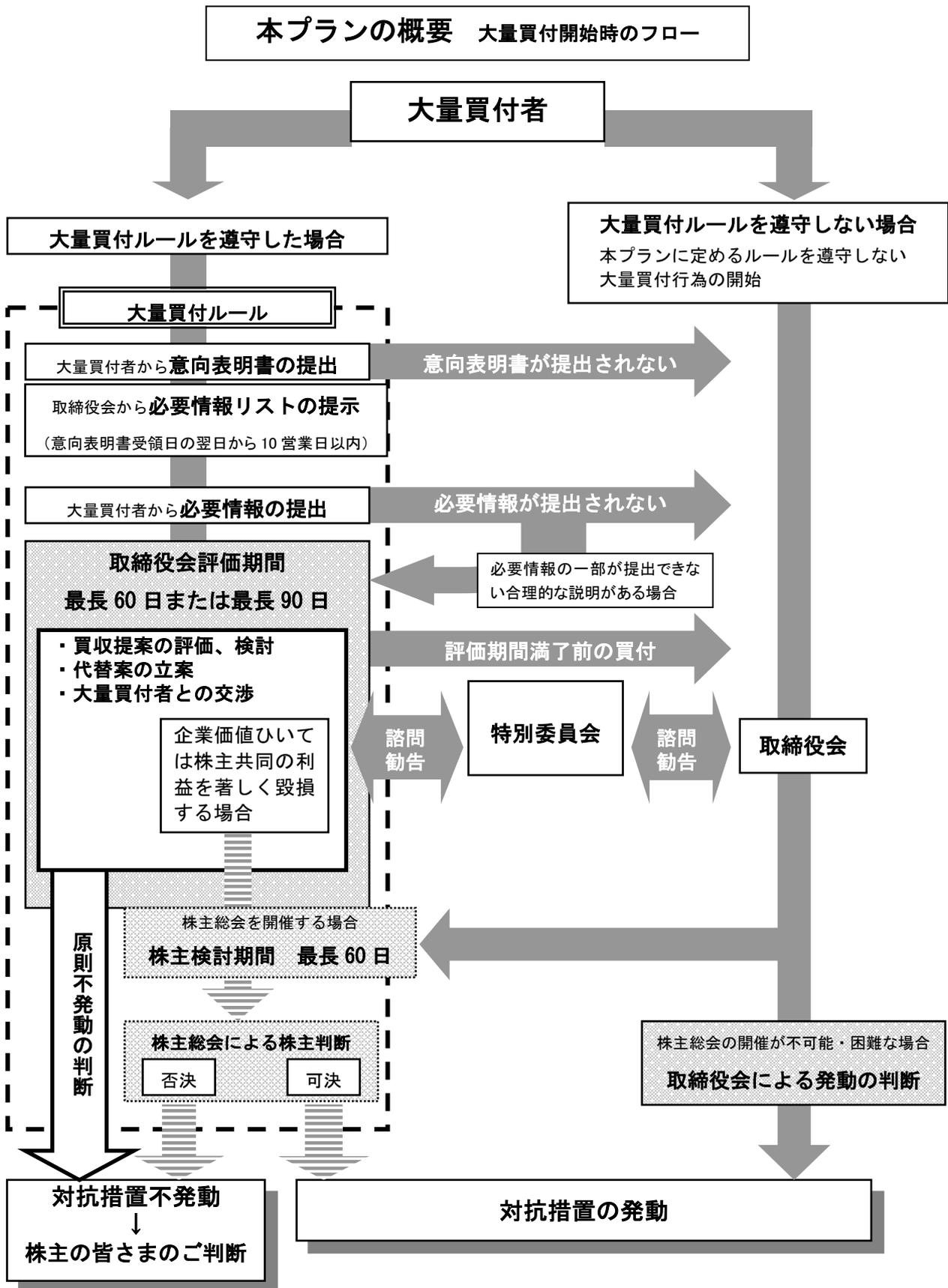
1. 発行可能株式総数 13,000,000 株
2. 発行済株式総数 3,250,000 株
3. 株主数 6,948 名 (単元株主数)

4. 大株主 (上位 10 名)

株主の氏名	所有株数(株)	持株比率(%)
株式会社ニッピ	465,722	14.56
平和株式会社	159,000	4.97
みずほ信託銀行株式会社	137,500	4.30
中央建物株式会社	108,000	3.38
リーガル取引先持株会	100,700	3.15
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79,600	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	78,700	2.46
株式会社みずほ銀行	68,700	2.15
株式会社ダブルユー	66,200	2.07
ミツワ産業株式会社	59,000	1.84

(注) 持株比率は、自己株式 (50,340 株) を控除して計算しております。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限、または、当社社外取締役もしくは社外監査役としての任期の満了時のいずれか早い時点までとする。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する。
- ・ 特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏名 山本 真 (当社独立社外取締役)

1952年生まれ

(略歴)

2007年	7月	あいおい損害保険株式会社執行役員
2010年	6月	同社常勤監査役
2010年	10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役
2014年	3月	同社退社
2018年	6月	当社社外取締役 (現在)

氏名 上田 美帆 (当社独立社外取締役)

1972年生まれ

(略歴)

1999年	4月	弁護士登録 沼田法律事務所
2017年	4月	サンライズ法律事務所 (現在)
2018年	6月	トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役 ジェコス株式会社補欠監査役 (現在)
2021年	6月	当社社外取締役 (現在)
2022年	12月	株式会社マリオン社外取締役 (監査等委員) (現在)
2023年	6月	株式会社熊谷組社外監査役 (現在)

氏名 中川 ゆき子 (当社独立社外監査役)

1969年生まれ

(略歴)

1994年	10月	監査法人トーマツ
2000年	4月	中川公認会計士事務所 開設 同所所長 (現在)
2004年	4月	青山学院大学経済学部 税理士特別講座担当講師 (現在)
2006年	1月	株式会社ベクトル
2021年	2月	株式会社キャンドウ補欠取締役 (監査等委員) (現在)
2021年	6月	平安レイサービス株式会社補欠監査役 (現在)
2023年	6月	当社社外監査役 (現在) 当社特別委員会委員 (現在)

氏 名 西 田 章 (当社独立社外監査役)

1972 年生まれ

(略歴)

1999 年 4 月	弁護士登録 長島・大野法律事務所 (現：長島・大野・常松法律事務所)
2002 年 9 月	経済産業省 出向
2004 年 7 月	日本銀行 出向
2006 年 11 月	西田法律事務所 開設 (現在)
2017 年 10 月	株式会社小林洋行社外取締役 (監査等委員) (現在)
2023 年 6 月	当社社外監査役 (現在) 当社特別委員会委員 (現在)

(注)1：上記、各特別委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。各社外取締役・社外監査役は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注)2：各社外取締役の 2024 年 3 月期の取締役会出席率は 100% (10 回中 10 回) であり、社外監査役の就任後開催した取締役会出席率は 100% (8 回中 8 回)、監査役会出席率は 100% (6 回中 6 回) であります。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込をさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以上